

市・県民税

公的年金からの 特別徴収制度が変わります

平成21年10月に始まった市・県民税の公的年金からの特別徴収制度が、28年10月から変わります。全国から寄せられた意見を反映して関係法令が改正されたことによるもので、大きな改正点として、上半期と下半期の納付額の差を緩和する「平準化」が行われます。

■問い合わせ先 本庁税務課市民税係（内線334・339）

特別徴収とは

納税者本人に代わり、納税者に給与や年金を支給する会社や国が、決められた税額を給与や年金からあらかじめ引き落として（いわゆる天引きして）納める制度です。これに対し、納税者本人が納付書や口座振替で納める方法を普通徴収といいます。

市・県民税を納める方法は、年金の給付額やその他の収入の有無、確定申告の方法などによって、給与からの特別徴収、年金からの特別徴収（以下、年金特徴）、普通徴収、またはこれらを組み合わせて納

めるなどさまざまな方法があります。

年金特徴の対象

年金特徴の対象は、毎年4月1日現在で高齢基礎年金、高齢厚生年金、退職共済年金などの公的年金を受給している65歳以上の人です。対象者には、毎年6月に文書でお知らせしています。ただし、年金給付額が少ないなど次の条件に該当する人は年金特徴の対象になりません。

① 高齢基礎年金などの給付額

② 4月1日現在で介護保険料が、年金から引き落としされている人
③ 所得税、介護保険料、国民健康保険税（後期高齢者医療保険料）を差し引いた後の年金給付額より、年金特徴される市・県民税の税額が大きい人
【年金特徴の対象所得】年金特徴されるのは、市・県民税のうち、公的年金所得に対する部分です。公的年金以外の所得がある場合、その所得に対する税額は別に徴収されます。

年金特徴の方法

年金特徴は、始まる年を除き上半期（4月・6月・8月）と下半期（10月・12月・翌年2月）とでそれぞれ税額の計算方法が違います。上半期は前年度の年金所得分の年税額（以下、年税額）をもとに、下半期は本年度の年税額から上半期に徴収しきれなかった分を計算し徴収します。この上半期の徴収方法を仮徴収、下半期を本徴収といいます。

Q. なぜ、市・県民税の年金特徴を行うのですか？

A. 納税に出向く負担が無くなる、普通徴収で4回だった納入回数が6回になり、1回当たりの納税額が軽減されるなど、納税の利便性を向上する目的で行います。

Q. 今回の改正で、市・県民税の計算方法は変わりますか？

A. 市・県民税額の計算方法に変更はありません。

Q. 市・県民税の年金特徴は、自分の意思で選択することはできますか？

A. 選択制ではありません。地方税法により、原則として公的年金を受給している全ての納税義務者が年金特徴の対象になります。

年金特徴

Q&A

大きな改正点は「平準化」
これまで、仮徴収税額は前年度の本徴収税額と同額でした。この場合、何らかの原因で税額が大きく変動した時期があると、仮徴収と本徴収の税額に大きな差が残ったままになっていました。（表1）
これを解消するため、仮徴収の税額を「前年度の年税額の2分の1」とするよう改正されました。これにより、仮徴収と本徴収の税額に大きな差が生じても、年税額が変わらなければ翌年から上半期と下半期の税額は同じになります。（表2）

年金特徴が始まる人は

4月1日時点の年齢が65歳の人や、年金特徴が再開される人は、年税額の2分の1ずつを、上半期に普通徴収で、下半期に年金特徴でそれぞれ納めていただくこととなります。（表3）

■表1 改正前の税額計算の例（毎年の市・県民税が30,000円の場合）

年数	28年度									29年度									30年度								
徴収方法	特別徴収									特別徴収									特別徴収								
期別	上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）			上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）			上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）											
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月									
税額	前年下半期と同額24,000円を3回に分けて特別徴収									本徴収では仮徴収で納めきれなかった30,000円-24,000円=6,000円が3回に分けて年金から差し引かれる																	
	2,000円	2,000円	2,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	8,000円	8,000円	8,000円									
(6,000円)			(24,000円)			=			(24,000円)			(6,000円)			=			(6,000円)			(24,000円)						
上半期と下半期で18,000円の差が生じたまま変わらない																											

上半期と下半期で18,000円の差が生じたまま変わらない

■表2 改正後の税額計算の例（毎年の市・県民税が30,000円の場合）

年数	28年度						29年度						30年度					
徴収方法	特別徴収						特別徴収						特別徴収					
期別	上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）			上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）			上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額				前年の年税額30,000円の1/2=15,000円を3回に分けて特別徴収						本徴収では仮徴収で納めきれなかった30,000円-15,000円=15,000円が3回に分けて年金から差し引かれる								
	2,000円	2,000円	2,000円	8,000円	8,000円	8,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
	(6,000円)			(24,000円)			1/2 → (15,000円)			(15,000円)			1/2 → (15,000円)			(15,000円)		

上半期と下半期の税額の差が29年度からなくなる（平準化）

■表3 年金特徴が開始される場合の例（市・県民税が30,000円の場合）

年数	28年度						29年度					
徴収方法	普通徴収						特別徴収					
期別	上半期			下半期			上半期			下半期		
徴収月	6月	8月		10月	12月	2月	4月	6月	8月			
税額				10月から特別徴収に切り替わる。8月までに15,000円納めているので、残りの15,000円が3回に分けて年金から差し引かれる			29年度の上半期は28年度の年税額30,000円の1/2=15,000円を3回に分けて特別徴収					
	7,500円	7,500円		5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円			
	(15,000円)			(15,000円)			(15,000円)					

年金特徴

Q&A

Q. 公的年金をいくらもらえば、市・県民税が年金特徴されますか？

A. 65歳以上で収入が公的年金のみの場合で、扶養家族がいない人は年額148万円、扶養家族が1人いる人は年額192万8,000円を超えると市・県民税が賦課され、年金特徴の対象になります。※あくまで目安の額。保険料などの控除や扶養の内容により異なる

Q. 年金が減って、仮徴収税額が年税額を上回っても仮徴収は続きますか？

A. 6月に郵送する文書やその後の税額の変更通知のとおり仮徴収は続きます。年税額を超えた分は、後日還付しますのでご了承ください。